

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和 7 年 9 月

税 制 企 画 課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正により、障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項として、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援サービス」が追加されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 就労選択支援サービス創設に伴う自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、就労選択支援サービスが創設されたことから、社会福祉法人等が当該サービスを利用する身体障害者等の通所等の用に供するために取得し、又は所有する自動車について、自動車税環境性能割又は自動車税種別割を減免する規定を追加する。（第 2 条関係）

(2) 指定納付受託者制度の規定の廃止

令和 7 年 5 月末に指定納付受託者制度による県税の収納事務の委託契約が満了したことに伴い、指定納付受託者に関する規定を削除する。（第 1 条及び第 7 条関係）

(3) 引用条項の整備

地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行う。（第 24 条の 2 関係）

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日。ただし、2 (2) については公布の日、2 (3) については、令和 8 年 4 月 1 日。